

(ホームページ掲示用)

入札・契約情報

【公募型プロポーザル方式入札告示】

地方独立行政法人 さんむ医療センター 「病院食事等提供業務委託」

公募型プロポーザル方式による業者選定実施告示

「病院食事等提供業務委託」について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり告示する。

令和 4年 6月13日

地方独立行政法人 さんむ医療センター 理事長 坂本 昭雄

1. 目的

患者給食は、入院患者に対する治療行為の一環であることを認識のうえ、その疾病の治療あるいは療養上の効果を高めるために必要な栄養源の補給を行うことを目的としている。地方独立行政法人 さんむ医療センター（以下「当院」という。）は地域の医療を提供する中核病院として、より良い給食サービスを提供できる熱意のある事業者には業務委託することを目的とする。

本要領は、「病院食事等提供業務委託」を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 委託業務名

「病院食事等提供業務」

(2) 履行場所

千葉県山武市成東167 地方独立行政法人 さんむ医療センター 病床数199床

(3) 委託業務内容

別紙「病院食事等提供業務仕様書」を参照

(4) 委託期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで(36ヶ月)

3. 予算価格

委託料の上限は、 総額406,450,000円

(消費税額及び地方消費税額含む)

なお、当院では委託期間の途中で、病棟の増改築及び厨房の移転が予定されており、これに伴う業務量の変動への対応については、受託者との間で別途協議を行うものとする。

4. 実施形式

公募型プロポーザブル方式による。

5. スケジュール

令和 4年 6月13日(月) 告示、公募開始

令和 4年 6月17日 (金)	質問受付締切
令和 4年 6月24日 (金)	質問に対する回答 (予定)
令和 4年 6月27日 (月)	参加者受付開始
令和 4年 6月29日 (水)	企画提案書受付締切
令和 4年 7月13日 (水)	審査
令和 4年 7月27日 (水)	審査結果通知 (予定)

6. 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) さんむ医療センターの2021・2022年度入札参加資格審査申請書(物品・委託)の申請受理されている事業者

※必要書類については、“[当院ホームページ](#)>[お知らせ](#)>2021・2022年度入札参加資格審査申請書について”に掲載してあります。

- (2) 委託業務をできなくなった場合の保証のため、日本メディカル給食協会又は2. 業務の概要(3)の条件を満たす者を本業務の代行者とする契約書等(受託業者と代行者の押印があるもの)の写しを提出できる者。

- (3) 医療法施行規則第9条の10を満たす事業者であること。

- (4) 参加申請書の提出時点で、関東圏(千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県)で、一般病床数が100床以上の病院において、患者給食業務(献立作成、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳及び衛生管理等給食業務全般)を、2年以上継続して行った実績がある者。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て

(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という)をしていない者 又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。

(8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(9) 平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者または又は暴力団員が実質的に経営に参加していない者であること。

(11) ISO9001 又は HACCP の認定を受けている者であること。

- (12) 財団法人医療関連サービス振興会の認定制度による患者給食の医療関連サービス マークの認定を受けている者であること。

7. 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要項及び仕様書を理解したうえで、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出期間 令和 4年 6月27日(月) から令和 4年 6月29日(水)

(土日祝日を除く) 平日午前9時から午後4時まで

- (2) 提出書類

①参加申込書(様式1) 1部

②病院給食業務の受託実績書(様式5) 1部

※委託契約書(写)添付のこと

③医療関連サービスマーク認定証の写し 1部

④社団法人日本メディカル給食協会との代行保証契約書の写しまたは代行保証を行う者との業務代行契約書の写し 1部

⑤見積書 1部

⑥企画提案書(様式2) 1部

- (3) 提出場所 〒289-1326 千葉県山武市成東167

地方独立行政法人 さんむ医療センター 総務課

- (4) 提出方法 書留郵便又は持参とする。郵送の場合は、提出期間必着とする。なお、郵便の事故等については、申請者のリスク負担とする。

- (5) 病院食事等提供業務仕様回答書の記載方法

- ①書式は任意とする。
- ②仕様書の内容がすべて対応可能であっても提出すること。
- ③対応が不可能な内容があった場合は、代替案を提示すること。

(代替案が提示できない場合は、その旨を記載すること。)

(6) 費用負担 申請に必要な経費はすべて提案者の負担とする。

(7) 留意事項

- ①提出された提案書類の内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- ②提出された提案書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ③提案書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定された提案者の提案書類については、当院が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- ④本事業の申請のために得た情報について、提案者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
- ⑤当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- ⑥提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

8. 企画提案書

企画提案書（様式2）の添付書類の様式は任意とします。また、以下の書類も併せて提出してください。

- (1) 給食業務提案総括表（様式3-1）
- (2) 会社の状況（様式3-2）

- (3) 病院給食に関する基本的事項（様式4）
- (4) 安全衛生管理等（様式5）
- (5) 患者満足度の向上（様式6）
- (6) 業務運営体制（様式7）
- (7) 危機管理体制（1）（2）（様式8-1、様式8-2）
- (8) 従業員教育の状況（様式9）
- (9) 給食業務受託状況（様式10）

9. 質問の受付および回答

(1) 委託業務等に関する質問事項がある場合は、次の通り質問書（様式11）より提出すること。

①提出期間 令和 4年 6月14日（火）～令和 4年 6月17日（金）

※土日祝日を除く。 平日午前9時から午後4時まで

②提出場所 〒289-1326 千葉県山武市成東167

地方独立行政法人 さんむ医療センター 総務課

③提出方法 質問書の郵送、持参、電子メール又はFAXによる提出

※電子メール又はFAXの場合、送信前に連絡を入れてください。

④連絡先 TEL：0475-82-2521 FAX：0475-82-3354

(2) 質問に対する回答は、ホームページに掲載する。

10. 審査方法

(1) 当院選定委員会が本要領及び仕様書等に基づき提出された書類等及びプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、内容について総合的に審査し契約候補者を選定する。

※プレゼンテーション・ヒアリングについては、当院が必要と認めた場合。

(2) 審査基準 下記項目を基本に審査

①企画提案書の評価（配点：150点）

- ア 病院給食に関する基本的事項
- イ 安全衛生管理
- ウ 患者満足度の向上
- エ 円滑な業務の遂行
- オ 危機管理体制
- カ 従業員の育成

②価格の評価（配点：100点）

(3) 審査日 令和 4年 7月13日（水）

1.1. 審査結果の通知

審査結果は、令和 4年 7月27日（水）までに提案参加者全員に文書で通知する。なお、審査内容に関する質疑には応じない。

1.2. 契約の締結

当院は、選定した候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

1.3. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

- ①書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て申請者の負担とする。
- ②緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと、認めるときは、停止、中止又は取消すことがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を当院に請求することはできない。

- ## (3) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式12）を担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③実施要項等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤プレゼンテーション・ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥予算価格を超過した場合
- ⑦申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑧企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングにおいて提案されたものは、追加費用なく確実に提案内容を実行すること。
- ⑨その他疑義が生じた場合の措置

契約書解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めない事項が生じた場合には、当院、受託者は誠意

をもって協議するものとする。

(5) 現場説明会は実施をしないが、調理現場等の見学は希望者に行う。

14. 問い合わせ先

〒289-1326

千葉県山武市成東 167

地方独立行政法人 さんむ医療センター 総務課 松本

TEL : 0475-82-2521 (内線 3243)

FAX : 0475-82-3354

E-mail : y_matsumoto@sanmu-mc.jp

15. ダウンロード

病院食事等提供業務仕様書

参加申込書 (様式1)

企画提案書 (様式2)

給食業務提案総括表 (様式3-1)

会社の状況 (様式3-2)

病院給食に関する基本的事項 (様式4)

安全衛生管理等 (様式5)

患者満足度の向上 (様式6)

業務運営体制 (様式7)

危機管理体制 (1) (様式8-1)

危機管理体制（２）（様式８－２）

従業員教育の状況（様式９）

給食業務受託状況（様式１０）

質問書（様式１１）

辞退届（様式１２）